

## エネルギー価格の高騰等を設備投資で乗り越えようとしている事業者の皆様へ 「高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金」で支援します！

【申請受付期間】 7月10日(月)～8月9日(水) ※当日消印有効

### 【補助対象者】

高松市内に本社又は主たる事業所（個人の場合にあっては、住所）を有する中小企業者又はその他法人等

### 【補助対象事業】

省エネ化、再エネ導入、コスト削減又は生産性向上につながる機器等を導入する事業

※固定費（エネルギー価格の高騰等の影響を受けている光熱水費、人件費等の経費）の削減につながる事が要件です。

※高松市による補助金の交付決定前であって、令和5年4月1日(土)以降に実施された事業に要した経費であっても、審査の結果、適正と認められれば、補助対象事業となります。ただし、令和5年12月31日(日)までに事業を完了できない場合は、補助金を交付することができません。

対象経費	具体例
①機械装置費 ②運搬費 ③設備処分費 ④外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ、高効率機器の導入（照明のLED化、省エネ空調設備・冷蔵等）</li> <li>・自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電システム、蓄電池システムの導入</li> <li>・既存設備の効率化、生産能力の向上に資する機械設備の導入、システムの導入 など</li> </ul>

【補助率】 5分の4      【補助額】 20万円～80万円

### 【その他】

- ・同一の事業に対して、高松市又は他の団体から別の補助金等の交付を受けた場合は、補助対象外となります。
- ・補助事業の採択に当たり、提出書類によりコスト削減効果、有効性等の審査を実施します。
- ・補助対象事業に該当する場合であっても、必ずしも交付対象となるものではありませんので、ご注意ください。

### 【提出・問い合わせ先】

提出先：高松市省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金事務局（高松商工会議所）  
〒760-8515 高松市番町二丁目2番2号

問合せ先：コールセンター TEL 087-826-5218（土日祝及び12月29日(金)～1月4日(木)を除く）

●コールセンターは7月3日開設予定です。●申請書類、交付要領等の詳細は、高松市ホームページをご確認ください。



高松市ホームページ

## くらしの中に生きる 正しい計量

### ★高松市のはかりの定期検査が始まります

今年度のはかりの定期検査は、10月～11月にかけて白色で示した地域で行う予定です。

詳細は、高松市のホームページ（もっと高松）で御確認ください。



築地・新塩屋・松島  
花園・木太・古高松  
屋島・前田・川添  
林・三谷・多肥  
仏生山・女木・男木  
川島・十河・西植田  
東植田・国分寺

問い合わせ先

高松市くらし安全安心課消費生活センター（市役所1F）  
TEL:087-839-2067 E-mail:syouhi@city.takamatsu.lg.jp

## インボイス制度の実施に伴い、 買手（親事業者等）と 免税事業者（下請事業者等）との取引において、 どのような行為が 独占禁止法・下請法 上問題となるのだろうか？

### ・買手と免税事業者との取引でどのような行為が 独占禁止法などで問題となるか

- ▶ Q7で、インボイス制度の実施に伴い、買手と免税事業者との取引で想定される独占禁止法・下請法上問題となる行為について解説します！

(URL) [https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice\\_qanda.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html)

(QR)



### ・親事業者と下請事業者との取引で どのような行為が下請法上問題となるか

- ▶ インボイス制度の実施に伴い、親事業者と下請事業者との取引で想定される下請代金の減額、買ったたきについて、絵を用いて解説します！

(URL) [https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice\\_jirei.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_jirei.pdf)

(QR)



### ・【動画】でも解説します！

- ▶ 上記の解説は動画でも御覧いただけます！是非御視聴ください！

(URL) <https://www.youtube.com/watch?v=gbNRYV6Dgqg>

(QR)



※動画視聴期間：令和5年9月30日まで

### 相談窓口

公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所四国支所  
TEL 087-811-1750



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission